働き方改革のために活用できる
労働関係助成金
（逆引き）

　このリーフレットでご紹介する助成金は、滋賀労働局が所管しているものの一部です。
　滋賀労働局が所管する全ての助成金、及びその詳細につきましては、職業安定部職業対策課助成金コーナー、または雇用環境・均等室までお問い合わせください。

助成金に関するお問い合わせは・・・

〒520-0806
大津市打出浜１４番１５号　　滋賀労働総合庁舎
滋賀労働局

安　人材開発支援助成金、キャリアアップ助成金、人材確保等助成金については
＞＞　職業安定部 職業対策課助成金コーナー　０７７-５２６-８２５１

雇　業務改善助成金、両立支援等助成金、時間外労働等改善助成金については
＞＞　雇用環境・均等室　　０７７-５２３-１１９０

活用しやすい労働関係助成金　フロー表

従業員を **育成したい**	従業員に訓練を受けさせる場合	正規雇用労働者向け	人材開発支援助成金（一般訓練or特定訓練コース）	安
		非正規雇用労働者向け	人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）	安
従業員の処遇や職場環境を **改善したい**	非正規雇用労働者向け：正社員等に登用する場合		キャリアアップ助成金（正社員化コース）	安
	非正規雇用労働者向け：基本給を増額する場合		キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）	安
	非正規雇用労働者向け：社会保険加入＋基本給を増額する場合		キャリアアップ助成金（選択的適用拡大導入時処遇改善コース）	安
	非正規雇用労働者向け：正社員と共通の賃金規定を作成する場合		キャリアアップ助成金（賃金規定等共通化コース）	安
	非正規雇用労働者向け：所定労働時間延長＋社会保険に加入する場合		キャリアアップ助成金（短時間労働者労働時間延長コース）	安
	機器等整備＋勤務間インターバルを導入する場合		時間外労働等改善助成金（勤務間インターバル導入コース）	雇
	機器等整備＋最低賃金を引き上げる場合		業務改善助成金	雇
	諸手当制度を新設する場合	正規雇用労働者向け	人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース＜評価・処遇制度＞）	安
		非正規雇用労働者向け	キャリアアップ助成金（諸手当制度共通化コース）	安
	賃金制度を整備する場合	介護・保育事業主向け	人材確保等支援助成金（介護・保育労働者雇用管理制度助成コース）	安
	雇用管理制度を導入し、離職率の低下に取り組む場合		人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース）	安
女性の活躍を **促進したい**	一般事業主行動計画を策定し、取組目標を達成した場合		両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）	雇
機器・設備を **購入したい**	介護事業主が介護福祉機器を購入する場合		人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）	安
従業員の健康を **増進したい**	法定外の健康診断制度を導入する場合	正規雇用労働者向け	人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース＜健康づくり制度＞）	安
		非正規雇用労働者向け	キャリアアップ助成金（健康診断制度コース）	安

活用しやすい労働関係助成金　フロー表

従業員の長時間労働を **縮減したい**	時間外労働の上限を設定する場合	中小企業事業主向け	時間外労働等改善助成金（時間外労働上限設定コース）	雇
	時間外労働の削減や年休取得を推進する場合		時間外労働等改善助成金（職場意識改善コース）	雇
	団体が傘下企業の時間外労働削減等の取組を行う場合	中小企業団体向け	時間外労働等改善助成金（団体推進コース）	雇
従業員の仕事と育児・介護の両立を **支援したい**	男性の育児休業等の取得を促進する場合		両立支援等助成金（出生時両立支援コース）	雇
	仕事と介護の両立を支援する場合		両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	雇
	仕事と育児の両立を支援する場合		両立支援等助成金（育児休業等支援コース）	雇
	育児・介護等による離職者を再雇用する場合		両立支援等助成金（再雇用者評価処遇コース）	雇
多様な人材を **雇用する場合**	高年齢者・障碍者・母子家庭の母等を雇い入れる場合		特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	安
	65才以上の高齢者を雇い入れる場合		特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース）	安
	学校等の既卒者、中退者を新卒求人で雇い入れる場合		特定求職者雇用開発助成金（3年以内既卒者等採用定着コース）	安
	キャリア形成が不十分で、正規雇用に就くことが困難な者を雇い入れる場合		特定求職者雇用開発助成金（安定雇用実現コース）	安
	未経験者を試行的に雇い入れる場合		特定求職者雇用開発助成金（一般トライアルコース）	安
	障害者を試行的に雇入れる場合		特定求職者雇用開発助成金（障害者トライアルコース）	安
	離職を余儀なくされた労働者を早期に雇入れる場合		労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）	安
	中途採用を拡大する場合		中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）	安

事業主の方のための雇用関係助成金は、そのほかにも様々な制度があります。ぜひ、労働局や公共職業安定所の窓口にご相談ください。
また、支給要件や申請書類などの詳細は、厚生労働省のホームページでご確認ください。
厚生労働省の関与を誤解させる表現を用いた助成金に関する勧誘にご注意ください。

参考

中小企業庁関係の助成金等　フロー表

中小企業等が連携して、革新的なサービス開発・試作品開発等に取り組む場合

革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善等に必要な設備投資等を支援します。

ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金(H31年度当初予算)

補助率は1/2
補助上限額　2000万または1000万
〈窓口〉**滋賀県中小企業団体中央会**
TEL 077-511-1430
※公募期間があります。

生産性向上に資するIT導入ツール（ソフトウェア）を導入する場合

RPA、勤怠管理、受発注など生産性向上に資するITツールの導入を支援します。

IT導入補助金（H30年度補正予算）

補助率は1/2以内
補助額は40万～450万
〈窓口〉**サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター**
TEL0570-660-131
※公募期間があります。

経営改善のため、販路開拓等に取り組む場合

商工会・商工会議所と作成した経営計画に基づいて行う販路開拓等を支援します。

小規模事業者持続化補助金（H30年度２次補正予算）

補助率は2/3以内
補助上限額は原則50万
〈窓口〉**所在地を管轄する商工会議所・商工会**
※公募期間があります。
（商工会議所は令和元年6月12日まで）

生産性向上のため設備投資を行う場合

生産性向上のための設備投資を支援します。

固定資産税の軽減措置等

●生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の軽減
軽減率　ゼロ～1/2
〈窓口〉**新たに導入する設備が所在する市区町村**（「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村に限る。）
●中小企業投資促進税制・商業・サービス業・農林水産業活性化税制・中小企業経営強化税制による特別償却または税額控除
〈窓口〉**中小企業税制サポートセンター**

滋賀県よろず支援拠点（公益財団法人滋賀県産業支援プラザ内）
大津市打出浜２－１　コラボしが２１　2階　TEL077-511-1425　FAX077-511-1418
生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。
経営課題に応じた適切な支援機関を紹介します。